

交通事故などで国保を使う場合は必ず届出をしてください！

「第三者行為による傷病届」の提出について

交通事故や犬に咬まれてケガをした場合や、飲食店での食事が原因で食中毒を起こした場合など、自分以外の第三者の行為が原因のケガや病気の治療費は、加害者が負担するべきものです。これらの場合に、国保を使って医療機関を受診することができますが、**国保を使って治療した場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を吉備中央町保健課に提出してください。**この傷病届は、後日国保がご本人に代わって加害者や加害者側の損害保険会社などに、国保が立て替えている治療費を請求するために必要な届出で吉備中央町の国民健康保険窓口にあります。(示談についても国保へご連絡ください。)

連絡先 : 吉備中央町 保健課 医療保険班
電話番号 0866-54-1326



《国保からの傷病原因のお尋ねについて》

吉備中央町では、国保を使って治療をした場合

1. 第三者行為によるケガや病気ではないのか
2. 仕事中や通勤途中のケガではないのか

などを判断するため、ケガや病気の原因を文書でお尋ねさせていただくことがあります。

大変お手数をおかけしますが、お尋ねがあった時は必ずご回答くださるようお願いいたします。

※ 第三者の行為が原因のケガや病気の治療で国保を使用したにも関わらず「傷病届」が提出されない場合は、皆さんに納付していただく保険税で本来負担する必要がない費用を負担することになってしまいます。

必ず届出をお願いします。

国保を使って治療を受ける場合の流れ



